		41秒の地点と北緯34度58分14秒東経135度18分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［109～171　略］		［109～171　同左］
172	削除	172	(1)　兵庫県三田市大川瀬　(244.50) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町２－２　(723.90)	北緯34度55分53秒東経135度06分35秒の地点と北緯34度44分07秒東経135度12分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［173～204　略］		［173～204　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十三　令和五年総務省告示第五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
［１・２　略］			［１・２　同左］		
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域			３　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～４　略］			［１～４　同左］		
5	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－41　(111.10) (2)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－44　(580.80)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度41分05秒東経135度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	5	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－41　(111.10) (2)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－44　(577.60)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度41分05秒東経135度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	削除		6	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－11　(93.60) (2)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－44　(582.00)	北緯34度41分03秒東経135度31分12秒の地点と北緯34度41分07秒東経135度33分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［７　略］			［７　同左］		
［４　略］			［４　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。